

東北電原技第4号
平成28年8月16日

原子力規制委員会
原子力規制庁 殿

東北電力株式会社
取締役社長 原田 宏

東通原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成26年6月10日に東通原子力発電所発電用原子炉設置変更許可を申請しておりますが（以下「既申請」という。），この度、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の公布による原子炉設置変更許可を申請致しました（以下「後申請」という。）。

従いまして、既申請と後申請とが重複することとなります。当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、もう一方の申請に対する補正申請を実施する予定です。

【既申請案件】

- 申請書名：東通原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書
(発電用原子炉施設の変更)
- 申請日：平成26年6月10日（東北電原技第1号）
- 変更の理由：改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴い、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置及び体制の整備等を追加する。
あわせて、記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

【後申請案件】

- 申請書名：東通原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書
(発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法の変更)
- 申請日：平成28年8月16日（東北電原技第2号）
- 変更の理由：「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の公布により、使用済燃料の処分の方法に係る記載を変更する。

以上